

第2次尾張旭市教育振興基本計画

令和6～15年度(2024～2033年度)

尾張旭市教育委員会



はじめに

「誰一人、取り残されない教育」

これが、第2次尾張旭市教育振興基本計画を策定するに当たって、検討の根幹に据えた大切な思いです。

尾張旭市教育委員会では、平成26年度に『尾張旭市教育振興基本計画』を策定し、学校教育、生涯学習、文化、スポーツと様々な施策を進めてきました。地域や保護者の皆さんが学校運営に参画するコミュニティ・スクールの設置や、市長と教育委員会の連携を強化する総合教育会議の実施など、地域や関係機関の皆さんとの連携協力により新たな事業も実施してきた反面、いじめ・不登校対策や教職員の働き方改革、伝統文化の保護継承など、これまでも対策を進めてきましたが、引き続き課題として取組を進めていく必要がある項目も数多くあります。

「教育」は、社会全体の根や幹となる揺るぎないものであるとともに、新しい時代の要請や教育を取り巻く環境変化を適切に踏まえ、教育理念の実現に向け、歩を進めていかなければなりません。その中で、家庭環境や社会的に困難を抱えた方にとっても幸せを感じられる、誰一人取り残されない教育を目指します。

本計画の策定に当たり、尾張旭の教育を考える協議会の皆さんには、本市教育に対して深い議論をしていただきました。また、市民の皆さんからも意見や提案をいただきました。心から感謝を申し上げます。これらの取組に加えて、今回、新たに子どもたちからも多くの意見をいただきました。この取組を端緒として、子どもたちが意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めていきます。

「つながり合い伸びる尾張旭の教育」の実現に向け、取組を進めてまいりますので、市民や関係者の皆さんのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

令和6年2月

尾張旭市教育委員会

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 策定の考え方	1
第2節 教育を取り巻く現状と課題	3
第3節 本市を取り巻く現状	5
第4節 市民の意識	10
第5節 本市の教育理念	11
第6節 本市教育の目指す人間像	12
<本市の教育のイメージ>	13
第2章 施策の体系	14
第3章 施策の展開	16
施策1 主体的に学ぶ教育の推進	17
施策2 総合的な教育連携・協働の推進	34
施策3 生涯学び続ける教育の推進	44
施策4 文化・スポーツの振興	51
第4章 計画推進のために	60
資料編	61

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の考え方

①教育の目標

教育基本法によれば、「教育」は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行うものとされています。

同法では、この目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行うとされています。

教育基本法が掲げる教育の目標

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(教育基本法第2条)

②計画策定の趣旨

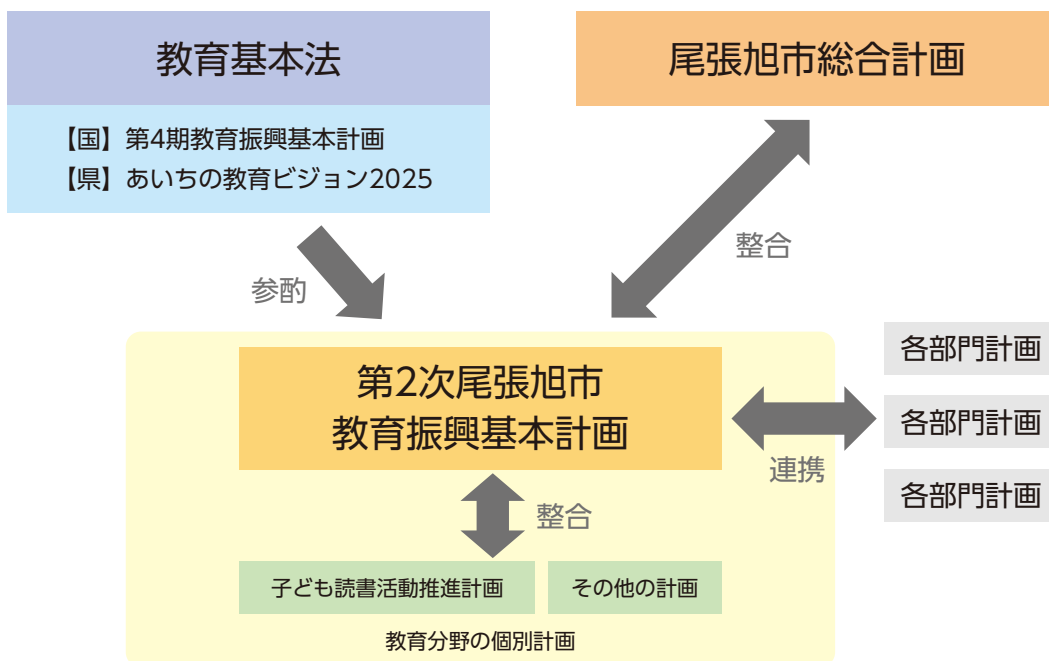
教育基本法に定める目標を実現していくためには、現在の教育を取り巻く環境変化を的確に把握し、そこから見えてくる課題に対して、取組を進める必要があります。

尾張旭市では、これらの目標の実現を目指し、教育分野における取組を計画的に進めていくため、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育振興施策の基本的な計画として、「第2次尾張旭市教育振興基本計画」を策定することとします。

③計画の位置付け

この計画の策定に当たっては、国及び県の取組と整合を図るため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4期教育振興基本計画(国)」及び令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」を参酌することとします。

また、尾張旭市総合計画を上位計画とする教育分野におけるより具体化した計画として位置付けるとともに、教育分野の個別計画(子ども読書活動推進計画など)との整合を図るほか、こども子育て部所管の子ども・子育て支援事業計画など、教育部門を越えた分野においても、密接な関わりがある計画とは、十分に連携を図っていきます。



④計画の期間

この計画の期間は、尾張旭市総合計画との整合を図るため、第六次総合計画の計画期間と同じ、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間とします。

なお、計画策定時からの制度改正や社会環境の変化に対応するため、中間年次を目途として、必要に応じて見直しを行うこととします。

教育を取り巻く現状と課題のうち、本市に影響のあるものを、次のとおり整理します。

①超スマート社会(Society5.0[※])の到来と技術の進歩

ソサエティ

デジタル技術の進歩に伴い、従来は解決できなかった課題や悩みが解消されることが期待されています。

様々なデータを収集活用する視点や、AI[※]自動化の仕組みを活用する視点、DX[※]や情報通信機器の進化に伴う新たなコミュニケーションのあり方に対応する視点などを意識することで、暮らしや学びの場においてデジタル技術を活用した新たな社会の恩恵を受けられる可能性が高まっています。

これまでの教育の良さをいかしつつ、デジタル技術を活用していくことや、誰一人取り残されない人にやさしいデジタル化を進めていく必要があります。

②持続可能な社会づくり(SDGsの推進)

私たちの社会を永続的なものにしていくに当たり、地球単位で対応が必要な課題が顕在化しています。大小様々な社会の持続性を損なう問題として、環境・災害・平和・貧困・健康・人権などの課題が、世界的に認知されてきています。

そこで、国連のSDGs(持続可能な開発目標)の枠組みにおいて、誰一人取り残さない、持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現することに各国が取り組んでいます。

これらの問題は、どの国・地域にも内在するものであるとともに、国を越えて課題が連動している場合があります。そのため、一人ひとりが地球市民としての意識(グローバル・シチズンシップ)を持ち、行動することが求められています。

③地方創生の進展と地域を超えた連携

人口減少や少子超高齢化、産業構造の変化などの影響により、各地で地域社会の衰退が予断を許さない状況にあります。一方、現代の社会では、人・モノ・情報などが市境・県境・国境を越えて盛んに移動しており、国内外の社会とつながりのあるグローバル社会の側面も併せ持っています。

そこで、私たちが暮らす地域(ローカル)の振興に取り組む視点と、地域を超えた(グローバル)連携に取り組む視点という2つの要素を併せ持った、グローバルな視点で行動をすることで、地域社会の安定的な継続など、各地域の抱える課題解決を図ることが求められています。

④社会的危機の発生と社会の変化(災害、新型コロナウイルス感染症の発生)

私たちの社会は、日常生活に支障や影響を与える「予測・想定できなかったリスク」に遭遇しています。国内において発生する地震、風水害などの自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症、急激な物価高騰などの世界情勢の変化に連動するリスクも存在します。

不確実性が高まる中においても、学びの継続性を確保するために、各種のリスクと適切に向き合う視点が求められています。

⑤令和の日本教育の推進

社会のあり方が変容していることや、先行きが見通しにくい時代であることを踏まえ、子どもたち一人ひとりが自分の良さや可能性を認め、他者を尊重し、多様な人々と手を携えていく「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実と、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組が重要になっています。

その実現のために、デジタル技術を活用した学び、教職員の資質・能力向上や働き方改革、家庭や地域社会との連携などを、一体的に取り組んでいく必要があります。

⑥幸せや豊かさを感じられる暮らしへの意識の高まり

家庭、地域、学校などのあらゆる場で、誰もが幸せや精神的な豊かさを感じられ、自分らしさを認め、発揮し、社会で活躍することができる社会の実現が求められています。

また、子どもも、大人も、障がい者の方も、外国籍の方も、世代や分野を超えてつながり、ともに地域をつくっていくことで、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会※の実現が求められています。

加えて、各個人が各々の幸せな暮らしを希求する意識も高まりを見せており、多様な価値観に基づいた、枠にとらわれない暮らしや学びを実現するニーズが高まってきています。

【用語説明】

Society5.0：超スマート社会のこと。狩猟中心の社会であった「Society1.0」から、農耕社会、工業社会、情報社会に続く仮想空間と現実空間を融合させたシステムにより経済発展と社会問題の解決を図る社会のこと

AI：artificial intelligence の略称で人工知能のこと。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に変わってコンピューターに行わせる技術のこと

DX：デジタルトランスフォーメーションの略称。データやデジタル技術を活用して、業務、組織、プロセスなどを変革すること共生社会：制度の『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

第3節 本市を取り巻く現状

①本市の特性

尾張旭市は、名古屋市に隣接する住宅都市として、通勤・通学に便利であるという立地条件から、発展を続けてきました。

また、商業施設や鉄道などの交通機関も整い、第70回全国植樹祭が開催された愛知県森林公園をはじめとした緑や豊かな自然にも恵まれていることから、都市の利便性と恵まれた自然環境を備えたバランスの良いまちと言えます。

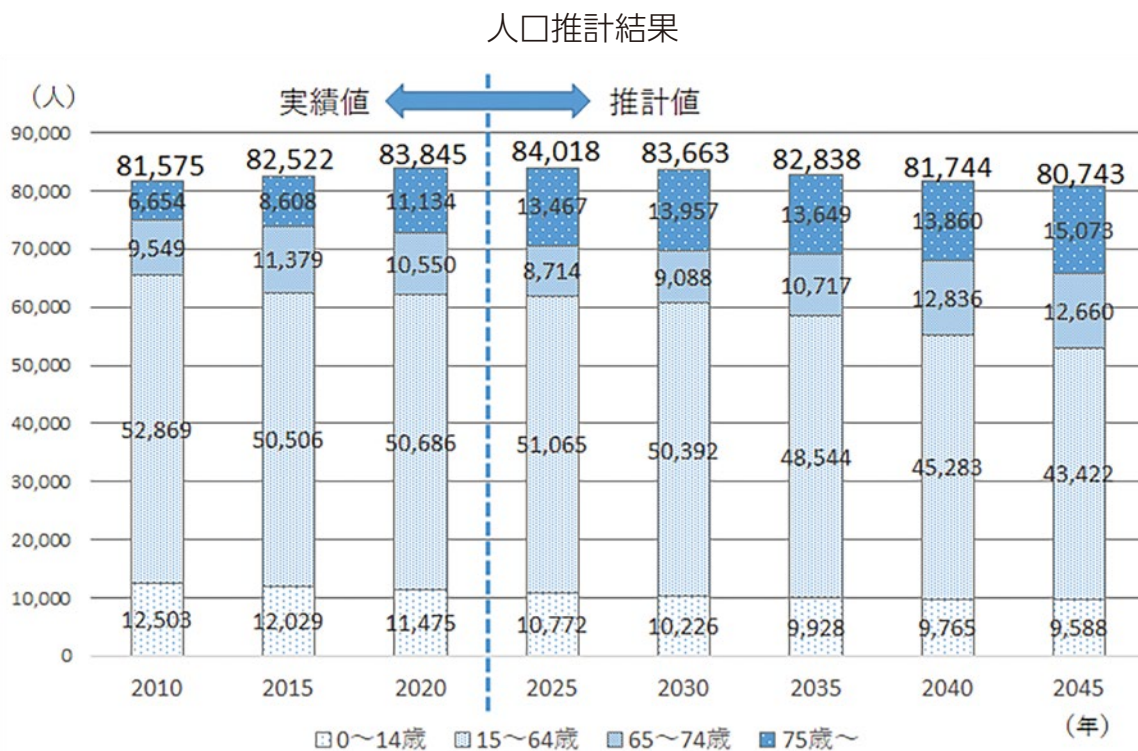
②本市人口・児童生徒数の推移と推計

本市の人口は、2020年(令和2年)から2025年(令和7年)までの間に、ピークを迎え、今後緩やかに減少していくことが見込まれています。

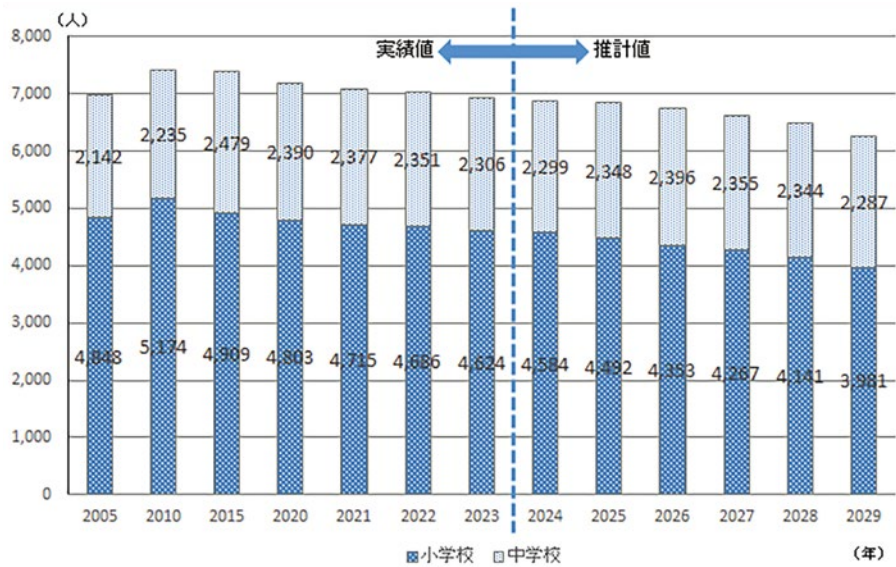
また、児童生徒数も、減少傾向にあり、今後6年間で2割を超す児童生徒が減少する見込みの学校もあります。

対して、65歳以上の高齢者数は増加が続くことが見込まれています。

今後、人口減少や少子超高齢化が進むことを念頭に置き、各種の施策を検討・推進していく必要があります。



児童生徒数の推計結果



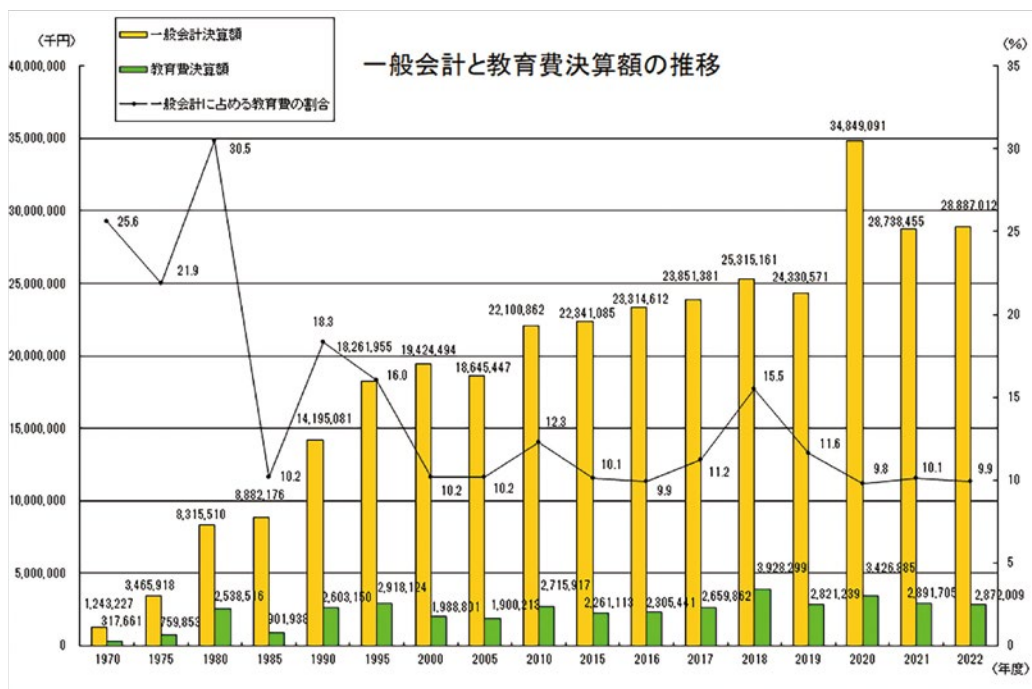
※閉鎖人口(人口移動が無く、出生と死亡だけの要因で仮定した推計値)による推計

(資料：教育政策課)

③本市の教育予算の推移

本市財政の特徴は、歳入の根幹をなす市税の大部分を個人住民税、固定資産税、都市計画税が占めており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの危機的な状況下でも、行政サービスの提供に必要な一般財源を比較的安定して確保することができています。その中で、教育費に充てられる予算は、一般会計当初予算総額に対して、概ね1割程度で推移しています。

今後も、引き続き、必要な費用を確保しつつ、教育施設の老朽化などに伴い、多額の費用が必要となることから、大規模修繕などを計画的に実施していきます。



(資料：尾張旭市の教育)

④本市の特長的な取組

(1) 50年の歴史と、未来に向けた取組本市は、昭和45年に市制を施行し、令和2年に節目となる市制50周年を迎え、今、未来に向けて歩みを進めています。

50年の歴史と、ここに至るまちの発展は、市民・地域コミュニティ・団体・事業者・行政などの様々な人や主体が一緒になり、力を合わせ、知恵を絞り合い、ともにまちづくりを進めてきた証です。

今も変わらぬ「市民憲章」の思いを酌み、過去の先人たちから受け継いだ財産の大切さを知り感謝し、今を誇りに思い、これから未来に向けて、「ふるさと尾張旭」に愛着を持ち、ともに進んでいくことで、私たちのまちを継続的に発展し、活力を生み出していく必要があります。

市 民 憲 章

わたくしたちのまち尾張旭市は、緑と太陽にめぐまれた豊かな自然と長い歴史にはぐくまれながら、あすにむかってたくましくのびる青年都市です。

わたくしたちは、このまちの発展に限りない願いをこめてここに市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 緑につつまれた郷土をつくりましょう
- 1 教養を深め 文化の向上につとめましょう
- 1 働くよろこびをもち 豊かなくらしをめざしましょう
- 1 青少年に夢と 老人に安らぎのある家庭をつくりましょう
- 1 きまりを守り 心のかよう明るいまちをつくりましょう

(市制施行10周年を記念し、昭和55年9月に制定)

(2) 健康都市の取組

本市は、健康を個人の責任としてのみとらえるのではなく、都市そのものを健康にしようとするWHO(世界保健機関)が提唱する「健康都市」の考え方に賛同し、平成16年6月に健康都市連合へ加盟しました。

この取組は、WHO憲章に記載された「肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態(ウェルビーイング)」につながるものであり、SDGsの目標3(すべての人に健康と福祉を)を中心とした各目標の達成に向けた取組にも関わっています。

高齢化が進み、社会保障費なども増加すると予想される中、健康都市の取組はますます重要になります。

健康都市のこれまでの主な取組(平成25年度以降)

時期		主な取組
平成26年	3月	健康都市プログラム改定
	10月	第6回健康都市連合国際大会で3つの賞を受賞
平成28年	10月	第7回健康都市連合国際大会で3つの賞を受賞 健康都市連合日本支部を代表して健康都市連合理事に就任 (令和3年11月まで)
平成30年	10月	第8回健康都市連合国際大会で3つの賞を受賞
令和3年	11月	第9回健康都市連合国際大会で4つの賞を受賞

尾張旭市健康都市宣言

緑と太陽に恵まれた わたくしたちのまち尾張旭市は 市民一人ひとりが 心も体も健やかで いきいきと暮らすことを 永久(とわ)の願いとし ここに「健康都市尾張旭」を宣言します

- おおきな夢を持ち 健康はみずから築きます
- わたくしたちは進んで 健康づくりに努めます
- りんとした生活から 健康づくりを始めます
- あさひのように ころも明るく爽やかな生活をおくります
- さんさんと降り注ぐ太陽のように 健康に輝きます
- ひとと人のふれあいを大切に 「健康都市 尾張旭」を目指します

あさひ健康マイスター事業

「あさひ健康マイスター」は、年間を通して、様々な事業に参加してポイントをためることで、記念品や表彰などの特典を受けられる事業です。

「健康都市尾張旭」を代表する事業の一つとして、こどもからお年寄りまで、多くの方が楽しみながら健康づくりに参加しています。

(3) 全国植樹祭の理念継承

令和元年6月に森林公園で開催された第70回全国植樹祭の開催理念「私たちは、「木材の利用」を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある「森林づくり」と「都市づくり」を進めていきます。」を継承し、森林や緑に対する理解を深められ、市内に緑があふれ、「まちが庭」と認識してもらえるようにするとともに、市民がまちの色々な場所で木や花に触れ合い、その魅力を認識し、次の世代に引き継がれるようにします。

全国植樹祭理念継承事業として緑化活動や木材利用を進めていくほか、各小学校のみどりの少年団[※]による活動など教育委員会が実施する事業においても、これらの理念を念頭に置き、取組を進めていきます。

全国植樹祭の理念継承

・『緑化推進機運の醸成』

市内のいろいろな場所で木や花に触れ合う機会を創出し、「植える→育てる→伐採する→使用する→植える」のサイクルや自然に対する思いやりなどを学び、緑の魅力を醸成します。

・『植樹祭の記憶の継承』

植樹祭の記憶がよみがえる機会を創出し、森林や緑の大切さを次の世代に引き継がれるようにします。

・『緑化活動の普及』

森林の整備や緑化の推進などの活動を支援することにより、森林や緑の大切さを発信します。

【用語説明】

みどりの少年団：子どもたちが自然に親しみ、緑を育む活動を通じて、責任と協力の心を培い、明るい社会人に育つことを願って結成された団体のこと(本市では、各小学校等に設置されています)

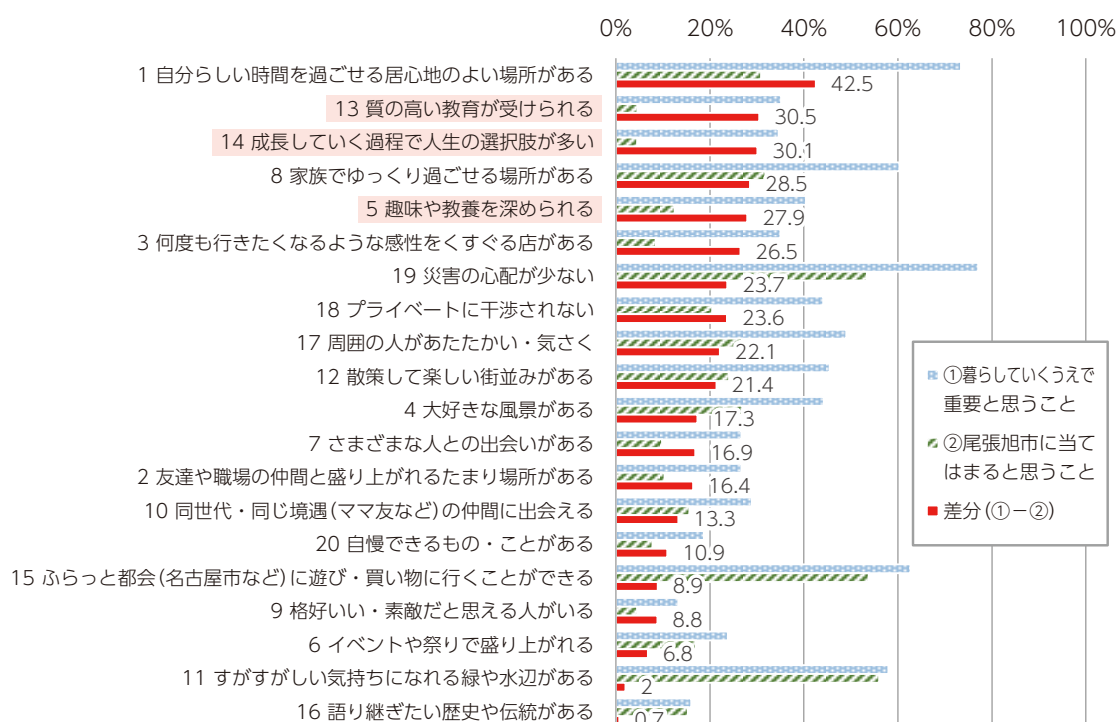
ネット・プロモーター・スコア：アンケートの回答数値を「推奨者」「中立者」「批判者」の3グループに分けて算出されるアンケート項目に対する信頼や愛着を測る指標のこと

第4節 市民の意識

本計画の策定に当たり、市の総合計画策定と併せて、市民や中学生の皆さんを対象にアンケート調査を実施しました。ここでは、アンケート調査のうち、教育に関する部分を記載し、市民の意識をとらえた施策を推進していきます。

①市民アンケート

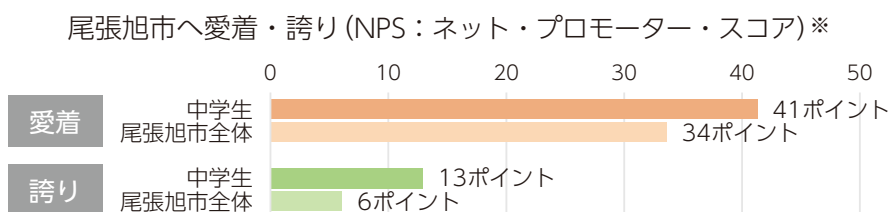
暮らしていく上で重要と思うこと及び尾張旭市に当てはまると思うことを聞いたところ、特に、教育振興基本計画と関わる「質の高い教育が受けられる」「成長していく過程で人生の選択肢が多い」「趣味や教養を深められる」などの設問で、「重要と思う」と回答した割合と、「本市に当てはまる」と回答した割合の乖離が大きく出ています。



(資料：市民アンケート)

②中学生アンケート

本市に対する愛着や誇りを得点化したところ、ともにプラスとなっていますが、中学生は愛着や誇りを感じる割合が高く、20歳代にかけて低くなる傾向があることから、若年層を意識した取組が必要です。



(資料：中学生アンケート、市民アンケート)

第5節 本市の教育理念

第2節から第4節で掲げた状況の中で、尾張旭市が今後進めるべき教育分野の方向を明らかにするため、次のとおり本市の教育理念を掲げます。

〈尾張旭市の教育理念〉

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育 ～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

つながり合い伸びる

幼年期から老年期までの各ライフステージを通して学びの機会を提供していくという縦軸の取り組みと、多様な課題に対応できるよう社会全体で学びの場を提供していくという横軸の取組とが、有機的につながり、連携、協力の中で本市の教育をさらに高めていき、誰一人取り残されることなく、みんなが幸せを感じられることを表しています。

こどもから大人へ

人は、こどもから人生をスタートさせます。持続可能な社会づくりが求められる時代においては、学校段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが重要であり、教育デジタルトランスフォーメーション*の推進などにより、それぞれのライフステージに応じた学びを継続していくことが求められます。

その中で、主体的に学び、広い視野や深い見識を持ち、ふるさと尾張旭に誇りや愛着を持った自ら人生を切り拓く大人に成長していくことを表しています。

家庭から社会へ

教育は、社会全体の根や幹となる部分であり、その始まりは家庭での教育です。家庭での教育をいかしつつ、家庭環境によらず、教育を、より深く、より広がりのあるものとし、地域、学校、団体、企業や行政などの教育を担う主体が、連携・協働していくことが必要です。

結びを「社会へ」としたのは、目指すところを単なる自己実現に留まらず、その培った知識、技能、経験などをいかし、社会の担い手となり、共に学び支え合う社会の実現に向け、歩み続けていくことを表しています。

第6節 本市教育の目指す人間像

尾張旭市では、昭和55年に市民の願いを込めて「尾張旭市民憲章」を定めました。その中では、自然への愛情や郷土への思いを述べるほか、教養、文化の向上や勤労の喜び、規律を重んじる一方で、安らぎの家庭や心かようまちの実現を希求しています。

今も変わらないこの思いを参酌し、第5節で掲げた教育理念のもと、次のような人間像を目指します。

命を大切にし、多様性を認め合うことができる人

何よりも大切な自己や他者の命を尊重し、高い倫理観を持ち、多様な個性・能力を互いに認め合いながら、生きるために必要な力を、主体的に身に付けた人となることを目指します。

自ら学び、他者とつながることができる人

自ら主体的・継続的に学び続けるとともに、社会の一員として、家庭、地域、学校、団体、企業などの方々と関わり合い、つながることができる人となることを目指します。

ふるさと尾張旭を愛し、自分らしさを発揮し社会を担うことができる人

本市に関わる人たちが、「ふるさと尾張旭」に愛着をもち、地域における様々な活動を通して、自らが学んできた知識、技能、経験などの自分らしさを認め、発揮し、社会を担うことができる人となることを目指します。

【用語説明】

教育デジタルトランスフォーメーション：データやデジタル技術を活用して、教育の仕組みなどを変革すること

〈本市の教育のイメージ〉

教育理念

つながり合い 伸びる 尾張旭の教育
～ こどもから大人へ 家庭から社会へ ～

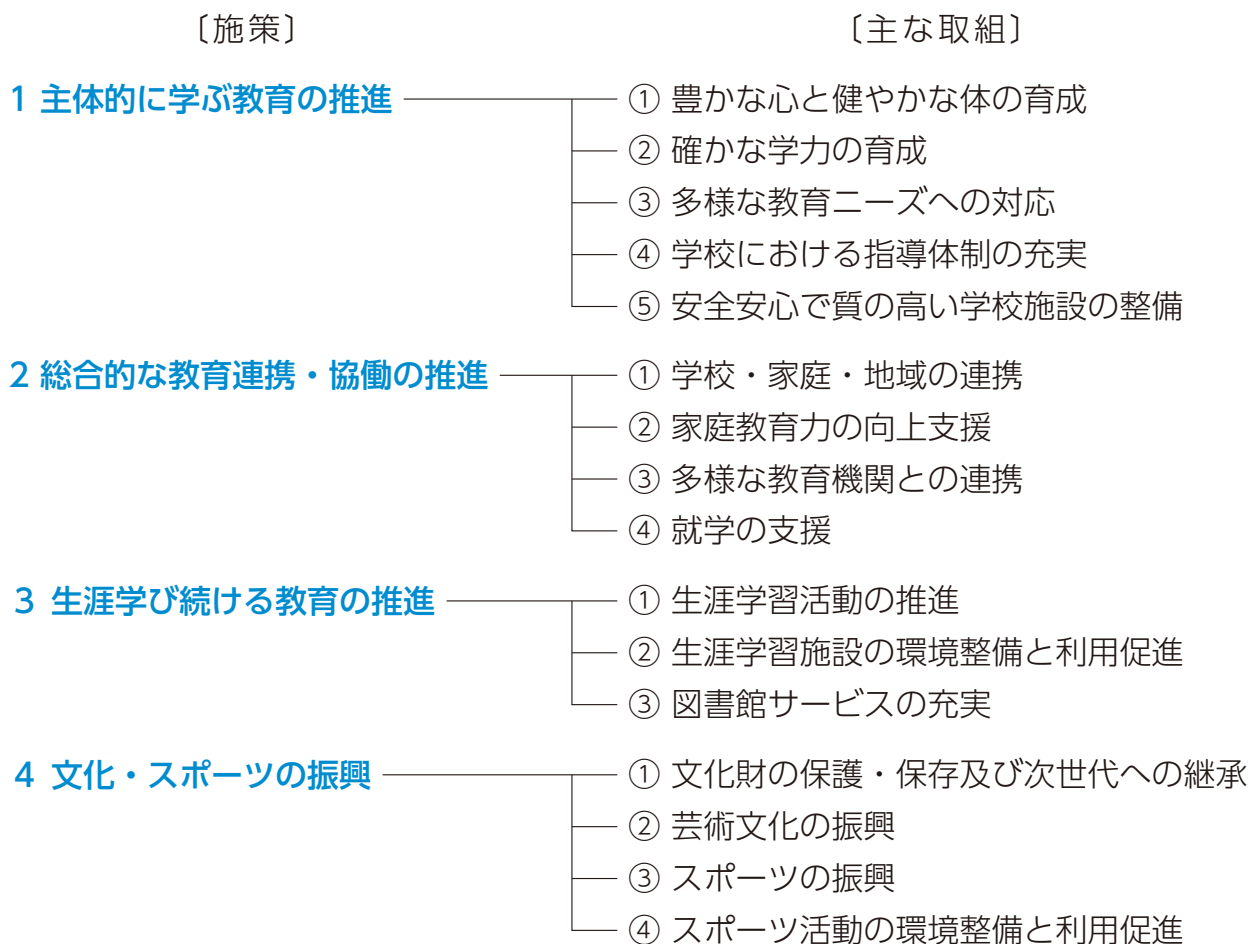
目指す人間像

- ・ 命を大切にし、多様性を認め合うことができる人
- ・ 自ら学び、他者とつながることができる人
- ・ ふるさと尾張旭を愛し、自分らしさを発揮し社会を担うことができる人



第2章 施策の体系

本計画では、第六次総合計画の施策の体系と整合を図り、学校教育、教育連携、生涯学習、文化・スポーツの「施策」を定めます。また、それぞれの施策を達成するための具体的手段として、「主な取組」を定め、それぞれの取組を着実に実施することで、教育理念の達成や目指す人間像の実現を目指します。



第3章 施策の展開

施策と主な取組に基づき、個別の事業を展開します。施策の展開に当たっては、施策に係る現状と課題を改めて確認し、主な取組ごとに、個別の事業を定めます。

施策のページは、以下の構成となっています。

教育委員会(案)

施策1 主体的に学ぶ教育の推進

主な取組

①-① 豊かな心と健やかな体の育成

道徳教育、人権教育、多様性理解やいじめ・不登校対策などに取り組みます。児童生徒の体力向上や健康増進に努め、アレルギー対応を含む安全管理を徹底した学校給食を提供します。

指標	学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 82.4%	小学校 85.0%
		中学校 85.9%	中学校 87.0%

現状と課題

- ▶ 全ての子どもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや体験ができ、幸せを感じられるように健やかに成長していくことが大切です。こどもの視点に立った政策・事業を実施することで、自尊感情や自己肯定感を高めていく必要があります。
- ▶ ヤングケアラー*やこどもの貧困などの課題が顕在化してきており、教育・福祉・保健・医療・雇用などの各分野が連携し、全ての子どもが取り残されないための対策が急務となっています。
- ▶ 集団の中で個の良さを認め、子どもたちの可能性を引き出すことができる環境を整備するために、子どもたちの居場所の確保や悩みごとを相談できる体制づくりを進めています。今後も、増加している不登校への対応や複雑多様化するいじめの実態の把握が急務となっています。
- ▶ 将来にわたって、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、部活動の地域移行・地域連携*を進めていくことが急務となっています。

【関連計画等】
第3次尾道旭市食育実行プラン(令和2(2020)年度～6(2024)年度)

【用語説明】
ヤングケアラー：本県大人が留守と想定されている家事や家族の世話を日間行っているこどものこと
部活動の地域移行・地域連携：学校部活動も、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することや、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携すること

17

教育委員会(案)

個別事業

事業	①-①-1 道徳教育の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教科道徳」の理念や趣旨を踏まえ、いじめの問題への対応等、現実の困難な問題に主体的に対処することができるよう授業改善を行い、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にすると心や思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。 ・地域の人々との交流を通して、地域と一体になった道徳教育を推進します。 ・集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かして豊かな心を育みます。 ・児童生徒の自発的・自治的な活動を通して、ボランティアや勤労の精神を培います。 ・あいさつ運動やゴミ拾い運動を通じて、家庭・地域・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。 	
事業	①-①-2 人権教育の推進	【学校教育課、子育て相談課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。【学校教育課】 ・教職員研修を計画的に実施し、人権教育や多様性、多文化共生*等に対する理解と意識の向上を図ります。【学校教育課】 ・人権擁護委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。【学校教育課】 ・個々が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる心や態度の育成を図ります。【学校教育課】 ・人権月間の取組を進めます。【学校教育課】 ・子どもの人権を守るため、児童福祉や教育関係機関などで情報共有を図り、児童虐待やヤングケアラーなどの課題について、理解と意識の向上を図ります。【子育て相談課、学校教育課】 	

【個別事業】
主な取組とその取組方針に基づき、実施する個別の事業を記載しています。

【現状と課題】
施策を取り巻く現状と課題を、【主な取組】ごとに確認したものです。

【関連計画等】
この施策に関連する個別計画です。本計画の推進に当たっては、個別計画との整合を図るほか、教育部門を越えた分野においても、十分に連携を図っていきます。

施策1 主体的に学ぶ教育の推進

主な取組

①-① 豊かな心と健やかな体の育成

道徳教育、人権教育、多様性理解やいじめ・不登校対策などに取り組みます。児童生徒の体力向上や健康増進に努め、アレルギー対応を含む安全管理を徹底した学校給食を提供します。

指 標	学校へ行くのが楽しいと感じる児童生徒の割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 82.4%	小学校 85.0%
		中学校 85.9%	中学校 87.0%

現状と課題

- ▶ 全てのこどもたちが、安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや体験ができ、幸せを感じられるように健やかに成長していくことが大切です。こどもの視点に立った政策・事業を実施することで、自尊感情や自己肯定感を高めていく必要があります。
- ▶ ヤングケアラー*やこどもの貧困などの課題が顕在化してきており、教育・福祉・保健・医療・雇用などの各分野が連携し、全てのこどもが取り残されないための対策が急務となっています。
- ▶ 集団の中で個の良さを認め、こどもたちの可能性を引き出すことができる環境を整備するために、こどもたちの居場所の確保や悩みごとを相談できる体制づくりを進めています。今後も、増加している不登校への対応や複雑多様化するいじめの実態の把握が急務となっています。
- ▶ 将来にわたって、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、部活動の地域移行・地域連携*を進めていくことが急務となっています。

[関連計画等]

尾張旭市食育実行プラン(令和2(2020)年度～6(2024)年度)

【用語説明】

ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

部活動の地域移行・地域連携：学校部活動を、学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することや、合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携すること

個別事業

事業	①-①-1 道徳教育の充実 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教科 道徳*」の理念や趣旨を踏まえ、いじめの問題への対応等、現実の困難な問題に主体的に対処することができるよう授業改善を行い、学校の教育活動全体を通して、生命を大切にする心や思いやり、規範意識等の道徳性を高める教育を推進します。 ・地域の人々との交流を通して、地域と一体になった道徳教育を推進します。 ・集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動をいかして豊かな心を育みます。 ・児童生徒の自発的・自治的な活動を通して、ボランティアや勤労の精神を培います。 ・あいさつ運動やゴミ拾い運動を通じて、家庭・地域・学校での好ましい人間関係の確立を図ります。
事業	①-①-2 人権教育の推進 【学校教育課、子育て相談課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階や実態に即して、各教科や領域など、学校教育全体を通して人権を尊重する教育を推進します。【学校教育課】 ・教職員の研修を計画的に実施し、人権教育や多様性、多文化共生*等に対する理解と意識の向上を図ります。【学校教育課】 ・人権擁護委員や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域とともに人権教育を進めます。【学校教育課】 ・個々が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる心や態度の育成を図ります。【学校教育課】 ・人権月間の取組を進めます。【学校教育課】 ・こどもの人権を守るため、児童福祉や教育関係機関などで情報共有を図り、児童虐待やヤングケアラーなどの課題について、理解と意識の向上を図ります。 【子育て相談課、学校教育課】

【用語説明】

特別の教科 道徳：これまでの道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置付けられ、教科書を使用すること、体系的な指導を行うことが定められた反面、数値などによる評価はなじまないことから他の教科とは異なる新たな枠組みとなったこと
 多文化共生：国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていくこと

事業	①-①-3 いじめ対策の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法の目的や基本理念を達成するため、いじめ防止等に関する機関等で構成される「尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止等の連携を図ります。 ・ 弁護士・医師・臨床心理士などによる「尾張旭市いじめ問題専門委員会」を設置し、いじめ防止等のための施策に関する調査研究を行います。 ・ 全児童生徒を対象にいじめ実態調査を実施するなど、児童生徒一人ひとりの心の様子を把握します。 ・ 各学校のいじめ・不登校対策委員会の事業を通して、家庭・地域への啓発に取り組むとともに、家庭と学校が緊密な連携を図り、いじめの早期発見・解決や未然防止に取り組みます。 ・ 児童生徒の日常的な悩みの相談や話し相手として、各学校に心の教室相談員*を配置するなどし、組織としていじめを未然に防止する体制を整えます。 ・ 教職員への研修を通して、資質の向上を図り、いじめの未然防止対策に努めます。 ・ 心の教育推進活動や人権月間を通して、共感できる力や思いやりの心を育てます。 ・ 児童生徒がタブレット端末を活用して、相談できる体制を整えます。 ・ 児童生徒やその保護者、教職員からの教育に関する相談事業の充実を図ります。 	

【用語説明】

心の教室相談員：児童生徒の生活全般についての悩み相談に対応するために各学校に配置される者

事業	①-①-4 不登校対策の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ・不登校対策委員会を中心に、一人ひとりの児童生徒にとって心の居場所となるような魅力ある学校づくりに努めます。 ・ 対人関係にまつわる学校不適應の傾向を把握する検査(心の発達サポート検査)を実施し、指導にいかします。 ・ スクールカウンセラー*や心のアドバイザー、スクールソーシャルワーカー*と連携し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。 ・ 校内に別の教室を用意してこどもの居場所の一つとする「教育支援センター」を設置し、居場所づくりの体制を整えます。 ・ 不登校児童生徒を対象に、集団活動に適應できるように支援します。 ・ 不登校児童生徒の家庭に、大学生等をメンタルフレンド*として派遣し、良き相談者の立場から接し、児童生徒の社会性の向上を図るよう支援します。 ・ 不登校児童生徒を対象とした情操教育を行います。 ・ 児童生徒やその保護者、教職員からの教育に関する相談事業の充実を図ります。 ・ 不登校や不登校気味の子を抱える保護者に対し、同じ悩みを持つ方と集う相談会を実施し、寄り添った対応を進めます。 	



校内教育支援ルーム(Aiルーム)

【用語説明】

スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることができる、臨床心理士のこと

スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う者

メンタルフレンド：家庭に引きこもりがちな児童生徒を対象に、各家庭で話し相手になったり、一緒に遊んだりなどしてくれる人のこと

事業	①-①-5 体力の向上と健康の増進 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健やかな心身の育成を図るため、児童生徒の実態把握に努め、分析内容を指導にいかします。 ・ 規則正しい生活習慣の確立や心の健康を増進するため、早起きを推奨し、あいさつ運動を行います。 ・ 学校保健会を通じた学校保健事業を実施します。

事業	①-①-6 部活動改革の推進 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒がスポーツや文化に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行・地域連携を進め、継続的な活動を推進します。 ・ 計画的な部活動の地域移行・地域連携に向けて、検討委員会を設置し関係者を交えた検討を進めます。 ・ 検討に当たっては、子どもたちや保護者にアンケート等による意向調査を行うほか、検討状況や今後の予定などを随時発信します。

事業	①-①-7 安全安心な学校給食の提供 施設管理 【学校給食センター・学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全安心で栄養価に優れたバランスの良い学校給食を継続的に提供します。 【学校給食センター】 ・ 学校給食センターの施設・設備等を計画的に修繕及び更新します。 【学校給食センター】 ・ 異物混入対策や、食中毒への対策を実施します。【学校給食センター】 ・ 卵及び乳以外のアレルギー対応給食の検討を行います。【学校給食センター】 ・ 「あさピースマイル給食(8大アレルギーの除去食)」を、より多くの児童生徒に対応できるよう、対応アレルギー品目の拡大や信仰等に基づいた禁忌食*の対応を検討します。【学校給食センター】 ・ 各校でアレルギー検討委員会を設置し、アレルギーのある児童生徒への対応の検討と情報共有に努めます。【学校教育課】 ・ アレルギー対応マニュアルに沿った研修やシミュレーションを行い、有事の際の対応に努めます。【学校教育課】

【用語説明】

禁忌食：信条や宗教などの理由から食べることを避けるべきとされる食物のこと

事業	①-①-8 学校における食育*の推進 【学校給食センター・学校教育課・健康都市推進室】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元食材を積極的に学校給食の献立に取り入れ、地産地消*を推進します。 【学校給食センター】 ・ 児童と地元生産者が給食を一緒に食べるふれあい給食を実施し、食材への愛着と感謝の気持ちを育みます。【学校給食センター】 ・ 食育講演会を実施するとともに、各学校に講師を派遣し、食育に関する学びの場を提供します。【学校給食センター】 ・ 学校給食試食会、親子料理教室、給食献立コンテストなどの取組を通じて、学校給食への理解促進と食に対する意識の醸成を図ります。【学校給食センター】 ・ 残された食品の現状や処理方法を伝え、食品残さの減少を図ります。 【学校給食センター】 ・ 栄養教諭による食育指導や栄養管理を実施し、食を通じたこどもたちの健康な生活の基盤づくりを支えます。【学校教育課】 ・ 健康朝食メニューの募集を通じて、孤食を防ぎ、健康的な食生活習慣の普及・定着を図ります。【健康都市推進室】



あさびやマイル給食



クリスマス親子料理教室

【用語説明】

食育：様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
 地産地消：地域で生産されたものをその地域で消費すること

▶ 主な取組

①-② 確かな学力の育成

確かな学力を育成し、児童生徒の可能性を拓げる機会を創出するため、主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導を充実します。

指 標	授業の内容がよく分かると感じる児童生徒の割合(国語、算数・数学)	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 国語 78.5% 算数 72.3%	小学校 国語 80.0% 算数 80.0%
		中学校 国語 76.3% 数学 76.6%	中学校 国語 80.0% 数学 80.0%

▶ 現状と課題

- ▶ 主体的・対話的で深い学び*の推進ときめ細かな指導の充実や、学級担任と一定の技能を有した専科教員*による、より専門的な指導を進めることにより、こどもたちの確かな学力を育成していく必要があります。
- ▶ デジタル化、グローバル化への対応や、こどもたち自身の未来を切り開く力を養うため、ICT教育、外国語教育などの学力を育成する取組が求められています。



タブレット端末を活用したICT授業

【用語説明】

主体的・対話的で深い学び：学ぶことに自ら関心を持ち、他者との協働や対話などを通じて自らの考えを広げ、学びを深めること
専科教員：学級の枠を超えて担任教員以外の教員が特定教科の授業を行う教員のこと

個別事業

事業	①-②-1 基礎的・基本的な知識・技能の定着	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な学び方の定着を各校の重点指導目標として取り組みます。 児童生徒の発達段階や特性を把握し、学習内容の系統性や指導方法などを吟味することで分かる授業が行えるよう、学校訪問や市の教科等研究員を活用した授業研究などに取り組みます。 	
事業	①-②-2 思考力・判断力・表現力等の育成	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等の授業で、体験から感じ取れたことを表現したり、情報を分析・評価し論述したりするような、言語活動を充実させます。 学校教育における質の高い学びを実現するために、授業研究などの研修や授業改善を実施し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業力の向上を目指します。 	
事業	①-②-3 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 「令和の日本型学校教育の構築を目指して(令和3年1月答申)」で示された、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。 一体的な充実に向け、児童生徒に1人1台配付されたタブレット端末等を活用した学習指導や新しい時代の学びを支える学校内外の環境整備等を進めます。 	
事業	①-②-4 教育DXの推進	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質を向上させます。 デジタル教科書・教材・ソフトウェアなどの活用を進め、時代に応じた指導を行います。 情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置付け、論理的に考えていく力を育成するため、各教科等の単元に関連してプログラミング的思考[*]を養う教育を実施します。 学年に応じて、情報通信技術の役割や影響を理解させ、情報モラルについての確な判断ができる能力を育成します。 教育課題の解決に向けて、AI(人工知能)などの先端技術の利活用を検討します。 	

【用語説明】

プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、どのように組み合わせることが良いのかななどを論理的に考えていく力

事業	①-②-5 外国語教育の充実	【学校教育課・教育政策課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ALT*の派遣(ネイティブスピーカー等による英会話指導等)や英語専科教員による授業により、小学校における外国語教育の充実を検討します。【学校教育課】 ・ 中学校における英語による実践的なコミュニケーション能力を高め、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能を、総合的・系統的に伸ばします。【学校教育課】 ・ 外国の自然や文化に直接触れ、国際的視野に立って主体的に行動できる人材育成の機会として、中学生を対象とした海外研修事業を実施します。【教育政策課】 	



中学生海外研修

【用語説明】

ALT：Assistant Language Teacher (外国語指導助手)の略であり、児童生徒の英語発音や国際理解教育の充実を目的に小中学校に派遣される者

▶ 主な取組

①-③ 多様な教育ニーズへの対応

特別支援教育など、個に応じた支援や、キャリア教育をはじめとした多様な学びを提供します。

指 標	地域や社会をよくするために何かしてみたいと考えている児童生徒の割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 69.7%	小学校 71.0%
		中学校 59.3%	中学校 62.0%

▶ 現状と課題

- ▶ 特別支援教育*を受ける障がいのあるこどもが増加傾向にあり、これまで本市では、医療的ケア児*に対する支援などに取り組んできました。引き続き、一人ひとりの多様な背景を理解した上で、個に応じた支援を行う必要があります。
- ▶ 自己の将来に関する課題、環境に関する課題に向かい、こどもたち自身の未来を切り開く力を養うため、キャリア教育*、環境教育などの多様な教育ニーズへの対応が求められています。

【用語説明】

特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと

医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるこどものこと

キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のこと

個別事業

事業	①-③-1 特別支援教育の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法に基づき、障がいのある児童生徒に、必要に応じて合理的配慮の提供を進めます。 ・ 学校運営支援員*を各校に配置し、特別な配慮が必要な児童生徒の学校内での生活や学習を支援します。また、肢体不自由児の生活や学習、野外活動などをサポートする学校運営補助員*を配置します。 ・ 発達障がいに関する専門知識を有する大学院生等を、各小学校に派遣し、発達障がいについての詳細な観察や記録をもとに、発達障がいについての理解と指導方法の改善を行い、その成果を共有します。 ・ 通級指導教室を通して、特別な支援が必要な児童への個別指導を行います。 ・ 痰の吸引や導尿などの医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師配置を行い、学校における生活支援のほか、宿泊行事などの支援も進めます。 ・ 特別な配慮が必要な児童生徒が、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が受けられるよう、瀬戸特別支援学校に通学する児童生徒数等に応じ、財政的な負担を行います。 ・ 個に応じた適切な支援を行うために、こどもの発達センターと連携します。 	
事業	①-③-2 キャリア教育の推進	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。 ・ キャリアパスポート*などを活用して、小中学校での活動を記録・蓄積し、児童生徒が学ぶことと自己の将来についてビジョンを持ち、将来のキャリア形成に活用することができるようにします。 ・ 市商工会と連携し、市内企業の協力のもと、小学校では「職業にふれる」機会づくりを、中学校では「職場体験学習」を進めます。 	

【用語説明】

学校運営支援員：児童生徒の生活・学習支援や学校運営支援などの学校運営を円滑にするため配置される者

学校運営補助員：肢体不自由児童生徒の介助などの障がい等により支援を必要とする児童生徒に適切な教育的支援を行うため配置される者

キャリアパスポート：児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動について、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと

事業	①-③-3 環境教育の推進 【学校教育課・教育政策課・公園農政課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校での授業等を通じて、SDGsの理解と取組を進め、持続可能な社会づくりを進めます。【学校教育課】 ・ 学校におけるごみの分別収集やリサイクル、省エネルギーなど環境についての意識の向上を図ります。【学校教育課】 ・ 地域の清掃活動への参加を促し、環境教育の推進を図ります。【学校教育課】 ・ 学校施設に、太陽光発電の設備を整備し、非常時の電源確保を図るとともに環境教育に役立てます。【教育政策課】 ・ 全国植樹祭の理念を継承し、学校施設を整備する際、森林や緑の大切さが次の世代に引き継がれるようにします。【教育政策課】 ・ 緑化推進機運の醸成や緑化活動の普及を進めるため、各学校におけるみどりの少年団の活動を引き続き実施します。【公園農政課】

事業	①-③-4 防災教育の推進 【学校教育課・危機管理課・消防総務課・予防課・消防署】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校ごとに、ハザードマップを作成し、児童生徒、家庭、地域等と協力して、危険箇所の把握や防災教育を行います。【学校教育課】 ・ 学校における避難訓練において、実践的な取組を進めます。【学校教育課】 ・ 市防災担当課及び市小中学校PTA連絡協議会と連携して作成したこども防災手帳※を配布し、災害を我がこととして考える防災意識の向上を図ります。 【危機管理課・学校教育課】 ・ 市防災担当課と連携し、防災訓練へのボランティア参加を促します。 【危機管理課・学校教育課】 ・ 小中学校の要望に応じ、防災出前授業を実施することにより、防災意識の向上を図ります。【危機管理課】 ・ 命や暮らしを守ることの大切さを理解し、地域や消防関係者と交流する少年少女消防団*の活動への小中学生の参加を促します。【消防総務課】 ・ 少年消防クラブ員* (小学校5、6年生)が、地震体験や救急体験等を体験し、消防についての関心と知識を深めることにより、防火・防災意識の向上を図ります。 【予防課】 ・ 小学生を対象とした応急手当講習会や、中学生を対象とした普通救命講習会の実施等により防災意識の向上を図ります。【消防署】

事業	①-③-5 防犯教育・交通安全教育の推進 【学校教育課・市民活動課】	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署の協力を得ながら防犯教室を行います。【学校教育課】 ・ 防犯ブザーの配付や「かけこみ110番[*]」の場所を児童生徒に周知することにより防犯意識の高揚に努めます。【学校教育課】 ・ 交通安全教育や薬物乱用防止教育などを通じ、自らの命を自ら守る危機回避能力の育成を進めます。【学校教育課】 ・ 交通安全ボランティア活動や街頭奉仕活動を行う交通少年団の活動への小学生の参加を促します。【市民活動課】 	

【用語説明】

こども防災手帳：尾張旭市小中学校PTA連絡協議会の協力を得て作成した、こどもの防災意識を向上すること等を目的として、地震や風水害の時に必要な知識をまとめた手帳のこと

少年少女消防団：命や暮らしを守ることの大切さを学び、地震や災害に備えて自分たちができることを考え行動し、災害等発生時に適切な対応ができることを目的として設置された組織のこと

少年消防クラブ員：総務省消防庁が推奨する防火・防災の知識を身につけるために活動している組織のこと

かけこみ110番：誘拐・連れ去り・痴漢などの犯罪からこどもや女性を守るため、緊急避難場所として登録された協力世帯のこと

▶ 主な取組

①-④ 学校における指導体制の充実

児童生徒がより良い指導を受けられるよう、専科指導の実施や教員が授業に注力できる環境づくりのほか、ICT環境の充実などを推進します。

指 標	ICT機器の活用について、十分サポートを受けられていると思う割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 100%	小学校 100%
		中学校 100%	中学校 100%

▶ 現状と課題

- ▶ 教員の多忙な状況を改善し、こどもと向き合う時間を確保するため、引き続き、教員の働き方改革を進めていく必要があります。

個別事業

事業	①-④-1 小学校専科教員の配置	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科担任制*による授業の実施に当たり、小学校高学年において、専科教員の配置に向け学校体制を整備していきます。 	
事業	①-④-2 教職員研修の充実	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な教育課題に対し、教育の各分野の優れた指導者を講師に招へいした研修を行い、教職員の資質の向上を図ります。 ・ 教育フォーラム、各種研修、教育論文の募集事業などを通して、教職員の資質の向上を図ります。 ・ 教育研究指導、教職員への相談活動や学校支援ボランティア*のコーディネートを通じ、学校を取り巻く様々な課題に対応します。 ・ 教職員を対象にしたICT教育や情報セキュリティ教育に取り組みます。 ・ ICTを活用した効率的な事務処理の方法や授業での活用方法などを支援し、教職員の資質の向上を図ります。 ・ 新任教職員を対象に郷土の歴史について触れる郷土教育研修を実施します。 	
事業	①-④-3 教員の負担軽減の推進	【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期休業中に学校閉校日を設け、教員の夏季休暇や年次休暇の取得を推進し、心身の健康増進など教員の負担軽減を図ります。 ・ 長時間労働の是正に向けて、業務改善策を検討し、負担軽減を図るとともに、教員の意識改革に取り組みます。 ・ 校務支援システム*や保護者連絡システム*に加え、デジタル技術やAIを活用した新たな仕組みを活用し、業務の効率化を図ります。 ・ 授業研究と子どもたちへの支援に注力できるよう教員の業務を精選し、効率化を図ります。 ・ 教員が児童生徒の指導や教材研究等に注力できるよう、業務を支援します。 ・ 業務改善委員会を設置し、教職員の働き方改革を進めます。 	

【用語説明】

教科担任制：授業の質の向上、小・中学校間の円滑な接続等を目的として、学級担任が全教科を指導していた小学校において、専科教員による指導を行うこと

学校支援ボランティア：子どもたちの教育のために、学校の教育活動や環境整備等を支援するボランティア活動のこと

校務支援システム：出席の管理や成績処理、学校事務等の様々な作業を効率化するためのシステムのこと

保護者連絡システム：保護者と学校、教育委員会をつなぎ、緊急情報の提供や出欠連絡を行うことができるシステムのこと

▶ 主な取組

①-⑤ 安全安心で質の高い学校施設の整備

老朽化した施設を長寿命化改良などにより安全安心で質の高い学校施設に整備し、児童生徒の快適な教育環境を提供します。

指 標	施設維持管理上の不具合による教育支障件数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		0件	0件

▶ 現状と課題

- ▶ 安全安心で質の高い教育環境を確保するため、教育施設の適切な維持管理や計画的な老朽化対策を行うとともに、施設の質的向上、防災減災対策、環境への配慮、緑化・木材の利用促進等の視点で整備を進める必要があります。
- ▶ 本市においても、少子超高齢化が進みその対応が求められています。そのため、今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、今後の施設のあり方を検討する必要があります。



旭小学校増築



旭中学校大規模改造工事

個別事業

事業	①-⑤-1 学校施設の環境整備 施設管理 【教育政策課・学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した学校施設の損耗、機能低下の改善を図るとともに、学校施設の整備に当たっては、将来の学校像を検討し、施設の長寿命化や質的向上を図ります。 【教育政策課】 ・ 少子超高齢化が進む中、学校施設の有効利用を図るため、今後の児童生徒数の推移を適切に把握し、施設の複合化など地域と連携した取組を検証するなど、今後の施設のあり方を検討します。【教育政策課】 ・ 施設を整備する際は、全国植樹祭の理念を継承し、緑や豊かな自然環境を活かした整備を推進します。【教育政策課】 ・ 環境に配慮した学校施設(エコスクール)の考え方にに基づき、施設面、運営面及び教育面に留意し、脱炭素に向けた取組やZEB化[*]、省エネルギー化、再生エネルギーの活用を推進します。【教育政策課】 ・ 学校施設の老朽化に伴い、水泳の授業の民間委託の成果を踏まえ、プール施設のあり方を検討します。【学校教育課】
事業	①-⑤-2 通学路の危険箇所への対応 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾張旭市通学路交通安全プログラムに基づき、継続的に通学路の安全を確保するため、通学路安全点検を実施して、通学路安全対策の検討・実施・効果把握・改善及び充実を図ります。 ・ 児童生徒が安全に登下校できるように、防犯や防災などの観点からも危険がある箇所を把握し、その改善を図ります。

【凡例】

施設管理：施設の維持管理に関する個別事業を示しています。

【用語説明】

ZEB化：Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロをめざした建物のこと

施策2 総合的な教育連携・協働の推進

主な取組

②-① 学校・家庭・地域の連携

コミュニティ・スクールの取組(学校運営協議会制度)などを通じて、学校・家庭・地域の交流や教育支援を推進します。また、地域の方々の知識・技能・経験などをいかした連携を検討します。

指 標	地域や保護者との相互理解が深まったと思う学校の割合	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		小学校 66.7%	小学校 100%
		中学校 66.7%	中学校 100%

現状と課題

- ▶ 学校と地域が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」への転換を図るため、全小中学校に学校運営協議会*を設置し、コミュニティ・スクールの取組を引き続き進めます。
- ▶ 地域と学校が連携・協働し、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域のつながりを深め、自立した地域基盤の構築・活性化を図るため、地域学校協働活動*を推進し、「学校を核とした地域づくり」を目指していくことが求められています。
- ▶ スクールガードによる登下校の見守りや学校支援ボランティア、地域未来塾*による学習支援など地域の力をいかした取組が求められています。
- ▶ 地域における人間関係の希薄化が懸念される中で、地域における「学び」を通じて、人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係を醸成しておくことが、これまで以上に求められています。
- ▶ 地域のボランティアがこれまで培ってきた技能や経験をいかして、こどもたちにもものづくりの楽しさを教える尾張旭市少年少女発明クラブ*の活動など、地域の教育資源を活用した取組を引き続き進めます。

【用語説明】

学校運営協議会：地域住民や保護者等が一定の権限と責任を持ち、学校運営に参画する仕組みのこと

地域学校協働活動：幅広い住民の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携協力して行う活動のこと

地域未来塾：大学生や教員OB等の地域の皆さんの協力で、学習習慣の確立や居場所づくりを目的として児童生徒の学習を支援する活動のこと

少年少女発明クラブ：モノづくりや科学技術に親しみながら、学校では学べないことや家庭で経験できないことを楽しみながら学ぶ教室のこと

個別事業

事業	②-①-1 コミュニティ・スクールの推進 【学校教育課・生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会を通じて、地域と学校が共に支えあい、共に成長し、活性化していく「地域とともにある学校づくり」を目指します。【学校教育課】 ・ 学校運営協議会では、保護者や地域の委員が権限と責任をもって学校運営に参画し、そのニーズを学校運営に反映させ、保護者・地域・学校が一体となって、よりよい教育の実現に取り組みます。【学校教育課】 ・ 国が示す地域学校協働本部*や地域学校協働活動推進員の考え方を踏まえ、地域と学校の連携・協働体制を構築し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。【学校教育課・生涯学習課】
事業	②-①-2 地域に根差した学校づくり 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が地域の行事などに積極的に係わり、児童生徒が、社会の一員であることの自覚を促すとともに、意識の向上を図ります。 ・ 保護者やスクールガード等と協力して見守り活動を実施し、児童生徒の登下校時の交通安全・防犯上の安全確保を行います。 ・ 地域ボランティアの協力のもと学校運営の充実や教育の質の向上を図ります。 ・ 学校支援ボランティア登録制度を周知し、地域の方々など様々な知識や能力を有する人材を各小中学校に派遣します。
事業	②-①-3 地域と連携した独自の学校運営 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統文化を学ぶなど地域との連携を図り、創意工夫を活かした学校づくりに取り組みます。 ・ 学校の将来像を描き、その実現に向けての課題等を整理し、取り組むべきことを明確に表現したランドデザインを作成します。 ・ 学校運営協議会を核として、学校の教育目標や指導方針などに様々な視点を取り入れます。 ・ 開かれた学校を目指し、学校の情報を積極的にホームページや学校だよりを通して発信します。 ・ P T Aと連携し、地域や保護者の力を学校運営にいかします。

【用語説明】

地域学校協働本部：学校と地域がつながり、緩やかなネットワークを形成して地域学校協働活動を推進するための体制のこと

事業	②-①-4 放課後児童対策の充実	【こども課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設児童クラブの運営の充実と民間学童クラブへの支援を行うとともに、各小学校区の放課後児童の状況に応じた運営方法等について検討します。 ・ 放課後を安全安心に過ごせる居場所づくりの一つとして、学校から直接児童館に行くことができる「ランドセル来館」を引き続き実施します。 	
事業	②-①-5 青少年の健全育成活動の推進	【少年センター】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「こどもたちの居場所づくり」、「地域の大人とのふれあい・関わりを持つこと」を目標とした事業を実施し、こども同士及び地域の大人との交流をする機会の充実を図ります。 ・ ポスターや意見作文の表彰、意見発表、善行青少年の表彰などを行い、青少年の健全育成と非行防止を進めます。 	
事業	②-①-6 地域の教育資源を活用した取組の推進	【生涯学習課・教育政策課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA活動に参加する成り手が不足する中で、活動が円滑に進むよう、必要な範囲において支援を行います。また、ジェンダー平等に配慮した活動が進むよう、必要な支援を行います。【生涯学習課】 ・ 地域のボランティアの技能や経験をいかして、少年少女発明クラブを実施し、こどもたちにもものづくりを教える場を設けます。【生涯学習課】 <p>大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとすることを祝い励ますとともに、ふるさと尾張旭を再認識する場として、尾張旭市二十歳の集いを開催します。</p> <p>【生涯学習課】</p> <p>中学生・高校生の学習意欲の充実及び向上を図るため、教員OBや教員を目指す大学生などによる学習支援事業(地域未来塾)を実施します。併せて、様々なニーズに対応できる児童生徒を支える居場所づくりを展開します。【教育政策課】</p>	



二十歳の集い

事業	②-①-7 地域に開かれた公民館を目指す事業の展開 【生涯学習課】	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区公民館職員を校区担当職員*として併任し、自治会をはじめ各種地域団体に積極的に関わり、地域づくりアドバイザーとして、活動の支援や行政と地域との関係づくりに努めます。 ・ 地域の特性をいかした生涯学習や地域振興の拠点としての利用を進めるため、公民館利用者協議会を設置し、地区公民館を利用する各種団体の連携調整を図ります。 ・ 地区公民館で実施する地域ふれあい講座等を通じて、各地域の生涯学習活動を支援するとともに、地域住民のつながりの場を提供します。 	

【用語説明】

校区担当職員：地域と行政をつなぐ架け橋として、地域情報の提供や地域が抱えるさまざまな問題を地域の皆さんと一緒に解決するため、各地区公民館に配置された職員のこと

主な取組

②-② 家庭教育力の向上支援

児童生徒と保護者が参加できる講座や教室の開催により、家庭教育力を高めるきっかけをつくとともに、発達段階に応じた教育が適切に実施されるよう支援します。

指 標	家庭教育に関する講座の参加者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		973件	1,100件

現状と課題

- ▶ 家庭内だけでは相談や解決しにくい、悩みや不安、負担感を、保護者同士が相互に情報交換や相談を行うことができる場の提供や家庭教育を支援する講座の実施が求められています。

[関連計画等]

尾張旭市子ども・子育て支援事業計画(令和2(2020)年度～6(2024)年度)

個別事業

事業	②-②-1 家庭教育学級の推進	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内だけでは解決しにくい問題に対して相互に助け合うことができるよう、「家庭教育学級」を開設し、家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に行います。 ・ 社会教育主事や生涯学習アドバイザーを活用し、学校、PTAと連絡調整を取りながら、保護者の働き方やデジタル化等社会の変化に合わせ、参加しやすい家庭教育学級の開催方法を検討します。 	
事業	②-②-2 思春期子育て講座の推進	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期の子を持つ親に対し、思春期の特徴やこどもの心と体の変化を学習する機会の提供と家庭での教育のあり方を考えてもらうため、大学教授等専門家による講座を開催します。 ・ いつでも、どこでも学ぶ機会を提供するため、オンライン開催や講座内容の配信等を検討し、参加促進を図ります。 	
事業	②-②-3 子育て支援の充実	【子育て相談課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児やしつけ、養育など家庭内での子育てに関する相談を行う「こども・子育て相談」の更なる周知を図ります。 ・ 子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の解消や子育て力向上の支援を行うため、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育て講座等を実施します。 ・ 市民相互により子育てを応援するファミリーサポートセンター*の充実を図ります。 ・ こどもの発達センターにおいて、発達に関する各種相談、親子支援教室や研修等を実施するとともに、関係機関等と連携を取り、発達支援を必要とするこどもとその保護者の相談・支援の充実を図ります。 	

【用語説明】

ファミリーサポートセンター：子育て中のかたが、仕事や急な用事でこどもの世話ができない時、子育てを援助して欲しい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(援助会員)が、お互いに助け合いながら活動する会員制の組織のこと

▶ 主な取組

②-③ 多様な教育機関との連携

高等学校や大学などの教育機関との連携により、専門知識をいかしたこどもたちの支援、市のイベントやボランティアへの参加、講座・研修などの企画運営の充実を図ります。また、架け橋期の学び^{*}を支えるため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図ります。

指 標	大学と連携した講座などの開催回数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		17件	20件

▶ 現状と課題

- ▶ こどもたちが安心して小学校などに入学できるよう、幼稚園・保育園・小学校・特別支援学校との情報共有の取組を引き続き実施する必要があります。
地域の高等教育機関等との連携により、こどもたちの支援や専門知識をいかした生涯学習・公開講座等の開催などを引き続き求められています。

個別事業

事業	②-③-1 幼稚園・保育園と小中学校との連携	【保育課・学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園・幼稚園職員と学校職員などの連絡会議を活用して、架け橋期の育ちや学びなどの情報連携を進めます。【保育課・学校教育課】 ・ 小学校見学・給食センター見学などを通して、保育園児・幼稚園児の小学校への進学が円滑に行われるよう連携を図ります。【保育課】 ・ 中学生職業体験の受入先として、保育園・幼稚園での活動を実施します。【学校教育課】 	
事業	②-③-2 高等学校との連携	【保育課・こども課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で開催される市イベントへの関わりや、市立保育園や児童館における活動において、旭野高等学校との連携を深めます。 	
事業	②-③-3 大学・短期大学との連携	【学校教育課・生涯学習課・図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育の充実を図るため、大学院生等を各小学校に派遣し、児童生徒の支援を行います。【学校教育課】 ・ 教育活動の支援を行うボランティア学生又はインターンシップの受け入れを行うことにより、本市の教育活動の活性化を図ります。【学校教育課】 ・ 小中学校の教職員に対する資質向上研修を実施するほか、本市の教育の充実を図ります。【学校教育課】 ・ 大学等の教授陣の専門知識をいかした生涯学習・公開講座等の企画、運営のさらなる充実を図ります。【生涯学習課】 ・ 地域活動の場を提供する市事業への大学生の参加について、さらなる充実を図ります。【生涯学習課・図書館】 ・ 名古屋産業大学・名古屋経営短期大学との図書館施設の開放による相互利用の促進を図ります。【図書館】 ・ 図書館の利用促進イベントの実施に関して、学生のボランティアの参加を受入れます。【図書館】 	

▶ 主な取組

②-④ 就学の支援

就学に係る保護者の経済的な負担を軽減するための費用を援助するとともに、新就学児に適切な支援が実施されるよう取り組みます。

指 標	就学支援希望への対応率	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		100%	100%

▶ 現状と課題

- ▶ 就学時における保護者の経済的な負担の軽減が、引き続き求められています。

個別事業

事業	②-④-1 私立幼稚園の振興 【保育課】
概要	<ul style="list-style-type: none">・ 幼児教育の増進を図るため、私立幼稚園などに通園する園児の保護者の保育料などの負担を軽減します。・ 尾張旭市内で私立幼稚園を開園している設置者に対し、こどもたちの健全育成に資する事業を実施する場合に、補助を行います。
事業	②-④-2 就学援助の推進 【学校教育課】
概要	<ul style="list-style-type: none">・ 経済的な理由によって就学困難な児童生徒に対し、給食費、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。・ 特別支援学級に就学する児童生徒に対し、給食費、学用品、校外活動費などの就学に必要な費用を援助します。
事業	②-④-3 私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等の支援 【教育政策課】
概要	<ul style="list-style-type: none">・ 私立学校へ通う児童生徒を持つ保護者等に対して助成を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

施策3 生涯学び続ける教育の推進

主な取組

③-① 生涯学習活動の推進

誰もがライフスタイルに合わせて、主体的に学ぶことで、楽しみや、地域の人とのつながりを持ち、自分らしく生きがいのある生活を送ることができる機会を提供します。また、オンラインなどのデジタル技術を活用した講座を開催するとともに、地域住民が取得した知識などを還元できる取組を行います。

指 標	生涯学習講座の参加者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		51,342件	60,000件

現状と課題

- ▶ 社会が持続的に発展していく上で最も大切なことは「人」の力であり、自らが学んできた知識、技能、経験などの自分らしさを認め、発揮していくことが大切です。
- ▶ 人生100年時代*への対応や予測が難しい時代を生きていくためには、誰もが、いつでも、どこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができる環境を構築し、「人づくり」をサポートしていくことが必要です。中でも、若年層や社会人の学び直しや、個人のキャリアに基づいた人生設計に結び付く仕組みづくりが求められています。
- ▶ 社会の多様化が進む中、家庭環境や年齢、障がいの有無などに関わらず、誰もが生き生きと人生を歩むことができる共生社会の実現が求められています。
- ▶ 地域の教育資源を活用した取組や、相互に学び合うプロジェクト型の学び*が求められています。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う新しい生活様式の実践やデジタル化の急速な進展により、新しい生涯学習や生涯学習施設のあり方が求められています。

〔関連計画等〕

尾張旭市生涯学習推進活動目標(令和6(2024)年度～)

※第2次尾張旭市教育振興基本計画を、本市における生涯学習活動推進計画に位置付け、その活動目標を定め、進行管理を行います。

【用語説明】

人生100年時代：高齢者から若者まで、多くの人が活躍する場があり、100年以上生きることが当たり前になる時代のこと
プロジェクト型の学び：各自で目標を設定し、チームとなって相互に目標の実現に向けて考え行動する中で、思考力や実践力など様々なスキルを身に付けることができるとされる学習方法のこと

個別事業

事業	③-①-1 生涯学習機会の提供	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の多様な学習意欲に応じるため多種多様な講座を開催します。また、オンラインなどのデジタル技術を活用した講座を提供します。 ・ 公民館講座修了者に対し、同じ趣味を持つ仲間づくりのきっかけとして、サークル活動につなげるよう働きかけを行い、コミュニティ構築の支援を行います。 ・ 講師から教わるだけの講座から、受講生が講座終了後も研鑽を重ね、学んだことを講師として他の人に教えたり、ボランティアとして講座の企画、運営に参画したりする市民塾「あさびーなび」などを積極的に推進します。 ・ こどもから高齢者まで、多様な学習機会を提供することで、生涯にわたって継続的に学べる環境を整備します。 ・ 高齢者が、健康で生き生きとした人生を送り、時代にあった課題にも対応できるよう学習メニューを検討します。 ・ 障がいのある方々が生涯を通じて教育・文化・スポーツなどに親しめるよう、障がい者の生涯学習の支援に取り組みます。 	
事業	③-①-2 生涯学習活動の支援	【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びたいと思う講座等の情報を市民により分かりやすく提供するため、市や各種団体主催の教室・講座・イベント等の情報を一元化し、情報提供を行います。 ・ 生涯学習を始めるきっかけづくりや学習活動を促進するため、学びを求める人や提供したい人に学習情報、指導者、学習グループの紹介などの相談を行います。 ・ 生涯学習の講師登録の仕組みをいかして、学校を核とした地域づくりや地域の人材を発掘育成していく仕組みを検討します。 	

事業 **③-①-3 生涯学習の成果発表の機会の提供** 【生涯学習課】

概要

- ・ 学習効果を高め、その成果を広く市民に伝える場として、生涯学習フェスティバルや公民館まつりを開催します。
- ・ 公民館や文化会館に加え様々な場をいかした活動発表の機会創出を検討します。

事業 **③-①-4 天体観測室を活用した尾張旭の魅力増進** 【生涯学習課】

概要

- ・ 県内有数の天体望遠鏡を有するスカイワードあさひ天体観測室の利活用を進め、尾張旭市の魅力を増進する取組を進めます。
- ・ 夜間天体観望会や各種天体教室をサポートする「スカイワードあさひ星の会」を支援する取組を進めます。



公民館まつり



天体観測事業

▶ 主な取組

③-② 生涯学習施設の環境整備と利用促進

施設の老朽化対応に取り組み、公民館・図書館を誰もが安心かつ快適に利用できる環境を整備します。

指 標	公民館の利用者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		257,254人	300,000人
指 標	図書館の来館者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		180,000人	200,000人

▶ 現状と課題

- ▶ 生涯学習施設の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や誰もが安全で使いやすい施設になるようバリアフリー化などに適切に対応してることが求められています。

個別事業

事業	③-②-1 公民館の充実・整備 施設管理 【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 ・ 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者などが、公民館施設を円滑に利用できるよう努めます。 ・ 公民館の利活用を周知するとともに、安全安心に利用できる環境を整えます。
事業	③-②-2 天体観測室の充実・整備 施設管理 【生涯学習課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の状況確認に努めるとともに、平成28年度に実施したリニューアル工事及び令和3年度に実施したスカイワードあさひの外壁修繕工事を受け、引き続き計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 ・ スカイワードあさひ天体観測室の望遠鏡をはじめ、専門性の高い設備・備品の保守点検を実施し、必要に応じ更新を行います。
事業	③-②-3 図書館施設の充実・整備 施設管理 【図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 ・ 市民にとって必要かつ十分な資料提供ができるよう、書架の配置、スペースの有効利用に努めます。 ・ 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者などが、図書館施設を円滑に利用できるよう努めます。 ・ 令和3年度に検討した図書館のあり方を踏まえ、今後の図書館の運用に活かします。

主な取組

③-③ 図書館サービスの充実

図書館を活用し、市民が主体的に学ぶことのできる環境をつくります。また、図書館資料の収集・整理・保存を図り、地域の情報拠点としての役割を果たします。

指 標	市民一人当たりの図書の個人貸出点数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		6.9点	7.0点

現状と課題

- ▶ 図書館に対する市民のニーズは多様化しており、基本的な閲覧・蔵書スペースの確保や来館者に対する情報提供、これまで実施してきたボランティアの参画などに加えて、図書館に来館できない方に対する非来館型のサービスの提供を検討していくことが求められています。

〔関連計画等〕

尾張旭市子ども読書活動推進計画(令和4(2022)年度～8(2026)年度)



図書館施設



ナイト図書館

個別事業

事業	③-③-1 資料の提供	【図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、逐次刊行物、視聴覚資料及びデータベース等の資料を適切に選定し、計画的に受け入れます。 ・ 利用者の調査・研究の支援及び読書相談等のレファレンスサービス*を適切に行うことができるよう職員の育成を行います。 ・ 在館予約システムや、地区公民館等を活用した予約資料の取次サービス、返却資料の受付サービス等の利用者の利便性向上に係る取組を進めます。 ・ 本市の健康都市の取組と連携した健康に関する資料の適切な管理を行います。 ・ また、愛知医科大学及び近隣3市(瀬戸市、日進市、長久手市)と連携し、医学・健康情報の発信(めりーらいん)を引き続き行います。 ・ 多様化する市民ニーズなどの変化に伴い、来館が困難な利用者へのサービス提供や電子書籍など、ICTを活用した運用方法を検討します。 	
事業	③-③-2 読書の奨励	【図書館】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども読書活動推進計画に基づき、幼い頃から読書に親しむための活動を推進します。 ・ 図書館に関わる多くのボランティアと連携して、読み聞かせなどの読書の奨励を進めます。 ・ 読書の奨励と図書館の利用促進を図るため、特集コーナーの設置や各種催し物を開催します。 ・ 読んだ本を記録する「読書通帳」のさらなる活用を進めるとともに、より使いやすい仕組みを検討します。 ・ 学校図書館との連携を進め、読みたい本を子どもたちに届ける取組を進めます。 	

【用語説明】

レファレンスサービス：図書館職員が利用者の問い合わせに応じて、情報提供するサービスのこと

施策4 文化・スポーツの振興

主な取組

④-① 文化財の保護・保存及び次世代への継承

市文化財の保護・継承・保存、郷土の歴史の伝承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図ります。

指 標	無形民俗文化財保存会会員数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		1,045人	1,150人

現状と課題

- ▶ 無形民俗文化財などの伝統文化の保存継承を通じて、ふるさとの伝統文化への理解を深め、こどもから大人までの本市に関わる多くの方に、ふるさと尾張旭に愛着を持ってもらうための取組が求められています。
- ▶ 高齢化による後継者不足や、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う活動の停滞が課題となっている無形民俗文化財保存会活動支援や後継者の育成が急務となっています。
- ▶ 指定・登録文化財や市民から寄贈された貴重な資料などを適切に管理し続けるとともに、これまで進めてきたウェブサイトやSNSを通じた情報発信や、イメージキャラクターの活用、出前講座の実施等、より身近に感じてもらうための工夫を継続することが求められています。



ざい踊り



打ちはやし

個別事業

事業	④-①-1 無形民俗文化財の継承	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無形民俗文化財保存会に、無形民俗文化財の「伝承・後継者育成」「啓発」「保存」事業を委託するとともに、後継者育成を目的とした必要な支援を行います。 ・ 無形民俗文化財保存会の紹介情報や活動予定を公開するなど、無形民俗文化財に触れることのできる機会の創出に努めます。 ・ 学校や保育園・幼稚園での出前講座等の保存会活動を支援します。 ・ 多様な方々が無形民俗文化財に関する活動に参加できるよう、保存会と連携して機会の創出に努めます。 	
事業	④-①-2 伝統文化や郷土の歴史の保存と公開	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座や展示等により郷土の歴史や文化を分かりやすく伝え、市内に残る史跡や文化財に触れることができる機会の創出し、認知度の向上を図ります。 ・ ボランティア団体の活動、文化財の見学情報を公開するなど、伝統文化に触れることのできる機会の創出と内容の充実に努めます。 ・ 文化振興や郷土の歴史に関する施設をより多くの方が活用する方法を検討します。 ・ イメージキャラクターの活用や、尾張旭ふるさとカルタ等、こどもの頃から市内の文化財に触れることができる取組を進めます。 ・ 近隣市町と文化振興や郷土の歴史に関する取組を連携して実施します。 	



棒の手



馬の塔

▶ 主な取組

④-② 芸術文化の振興

地域文化活動団体の支援や、文化会館での魅力的なイベントの開催及び適切な管理により、地域の芸術文化活動を充実させます。

指 標	芸術文化イベント参加者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		12,015人	13,200人

▶ 現状と課題

- ▶ 自分らしく生きるためのリベラルアーツ*の視点での文化振興が求められており、誰もが気軽に文化に触れ、取り組むことができる仕組みが求められています。
- ▶ 文化芸術活動の普及促進のため、地域文化活動団体との連携強化を図るとともに、活動の活性化を引き続き進めます。



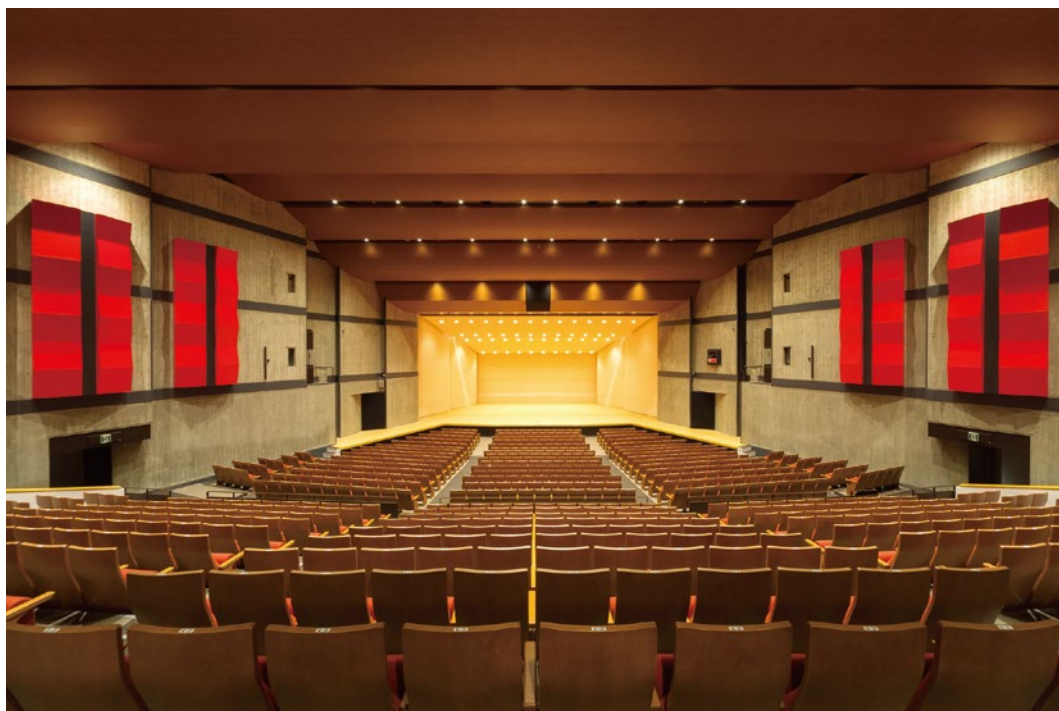
文化会館

【用語説明】

リベラルアーツ：ローマ時代に自由人として生きるための学問が起源。幅広い分野を横断的に学び、教養を身につけること

個別事業

事業	④-②-1 地域文化活動団体の育成	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の芸術文化活動の担い手である文化協会の活動に必要な支援を行い地域の芸術文化活動を充実させます。 	
事業	④-②-2 文化活動を行うための場の提供	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の文化活動の日頃の成果を発表し、鑑賞できる市民文化祭等の参加型イベントを活性化させることにより地域の芸術文化活動を充実させます。 ・ 市内で活動している芸術家や市民の発表の場の提供を検討します。 	
事業	④-②-3 指定管理者制度の活用	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化会館の管理・運営に引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービス提供を行います。 	
事業	④-②-4 文化会館の適切な維持管理 施設管理	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう、適切な施設の維持管理に努めます。 ・ 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 	



文化会館大ホール

▶ 主な取組

④-③ スポーツの振興

健康や生きがいづくりにつながる市民スポーツ大会などのイベント開催やアスリートとの交流、全国大会出場者の応援を実施し、暮らしの中に楽しさを感じられるよう市全体のスポーツ振興を図ります。

指 標	スポーツイベント参加者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		6,900人	7,600人

▶ 現状と課題

- ▶ 第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)*の開催を控え、スポーツ気運の盛り上がりが想定されています。誰もが気軽にスポーツ活動に参加できるきっかけづくりや、継続できる環境を整えることで、スポーツの裾野を拡大していくことが求められています。
- ▶ 家庭環境や年齢、障がいの有無などに関わらず、誰もがその適性や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう、合理的な配慮が必要とされています。また、ライフスタイルの多様化に応じたスポーツの場づくりや個人のライフステージを通じたスポーツとの関わりを支援していくことが求められています。

【用語説明】

第20回アジア競技大会：2026年(令和8年)に愛知・名古屋で開催されるアジア最大のスポーツの祭典であるアジア競技大会のこと

個別事業

事業	④-③-1 スポーツを通じた生きがい・健康づくり	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進め、健康増進や生きがいづくりを支援します。また、スポーツ推進員*を各種団体へ派遣し、気軽に取り組めるスポーツの指導を行います。 ・ ウォーキングや、ラジオ体操等、市民が健康づくりを始めるきっかけを作り、日常的に、気軽にスポーツにふれあう事業を行います。 ・ 高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者などが、スポーツに親しむことができるよう努めます。 	
事業	④-③-2 市民スポーツ大会の開催	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民のスポーツ活動の目標として、市民誰もが気軽に参加でき、日頃の成果を発揮できる市民スポーツ大会等を活性化させることにより、地域のスポーツ活動を充実させます。 ・ スポーツ大会を開催するため、大会の運営をスポーツ協会に委託します。 	



スマイルウォーキング



ジョギング大会

【用語説明】

スポーツ推進員：スポーツの推進のため、市民に対してスポーツの事業に係る連絡調整、実技の指導などを行う市の委嘱を受けた者

事業	④-③-3 スポーツ協会への継続的な支援 【文化スポーツ課】	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のスポーツ活動の担い手であるスポーツ協会の活動に必要な支援を行い、地域スポーツ活動を充実させます。 ・ スポーツ協会へ指導者の育成を委託し、指導者の確保を進めます。 	
事業	④-③-4 総合型地域スポーツクラブの充実 【文化スポーツ課】	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が身近にスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブ※「スポーツクラブあさぴー」の自主的・主体的な事業運営の定着に向けて支援を行います。 ・ 種目数の増加や活動日の追加などの活動内容の充実を、団体と連携して検討します。 	
事業	④-③-5 アジア競技大会によるスポーツの振興 【文化スポーツ課】	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ アジア競技大会の開催に伴い、スポーツを通じた地域活性化を目指します。また、スポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ人を増やします。 ・ 大会の開催に向け、関係機関と必要な連携・協力を進めます。 	
事業	④-③-6 アスリートの育成支援 【文化スポーツ課】	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスリートと子どもたちの交流機会を作り、スポーツの楽しさや競技力の向上などを教える機会を創出します。 ・ 愛知県市町村対抗駅伝大会に参加する選手の支援を進めます。 ・ 各スポーツ競技で輝かしい成績を残した全国大会出場者等への報償を通じて、スポーツ活動の活性化を図ります。 	

【用語説明】

総合型地域スポーツクラブ：誰もが身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、多世代、多様目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと

▶ 主な取組

④-④ スポーツ活動の環境整備と利用促進

多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の環境を整えます。

指 標	スポーツ施設の利用者数	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和15年度)
		551,000人	551,000人

▶ 現状と課題

- ▶ 多くの文化・スポーツ施設で老朽化が進んでおり、施設の長寿命化や誰もが使いやすい施設になるよう、適切に対応していく必要があります。

個別事業

事業	④-④-1 学校体育施設の開放の継続	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の不足を補う事業として、学校体育施設の空き時間帯を利用した、一般利用者への貸し出し業務を引き続き行います。 ・ 学校体育施設開放の管理方法の検討を行います。 	
事業	④-④-2 指定管理者制度の活用	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設の管理・運営に引き続き指定管理者制度を活用し、より効率的でより質の高いサービスの提供を行います。 ・ 体育施設以外で運動施設を有している、東部市民センターなどとの連携を図り、当該施設のスポーツ活動の情報を提供します。 	
事業	④-④-3 体育施設の適切な維持管理	【文化スポーツ課】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が安心して快適に施設を使うことができるよう、適切な施設管理に努めるとともに、今後の施設のあり方について検討します。 ・ 施設の状況確認に努めるとともに、長期的な施設修繕計画に基づき、計画的、かつ効率的な施設の改修を実施します。 	

第4章 計画推進のために

①計画の進行管理

本計画を効果的に推進し、継続的な改善を行っていくために、計画(PLAN)→実行(DO)→点検・評価(CHECK)→見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づく適正な進行管理を行います。

②教育委員会の機能強化・活性化

地域住民の中から選ばれた教育委員による意思決定の仕組みをより強化するため、重要事項や基本方針を決定するに当たっては、教育委員会において協議を行い、住民の意向を反映した取組を進めます。

また、教育委員会の主体的な活動が推進できるよう教育委員会委員、事務局職員の研修や視察を実施するとともに、情報収集に努め、先進的で効果的な取組などを、本市でも導入できるよう検討します。委員、事務局職員の研修や視察を実施するとともに、情報収集に努め、先進的で効果的な取組などを、本市でも導入できるよう検討します。

③関係部局との連携

市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有して取組を進めるため、総合教育会議*の場などを活用して、教育行政を連携して推進します。

また、本計画の個別事業の推進に当たり、教育委員会事務局の課等のみならず、市長部局を含めた関係部局と連携・調整を図りながら、より効果的な事業の推進に努めます。

④多様な主体との連携・協働

教育が、より深く、より広がりのあるものとなり、本当の意味で本計画を推進するためには、「自前主義からの脱却」が必要です。

地域、学校、団体、企業などの教育を担う主体との対話や、コーディネーターとしてつなぐ役割を担うことなどを通じて連携・協働を進めます。

⑤こどもの意見表明・参加の促進

こども基本法に掲げる、こどもたちが意見を表明する機会や、多様な社会的活動に参画する機会の確保に努めます。

⑥積極的な情報発信

より多くの方に、取組に関わってもらえるよう、積極的に情報発信や情報開示に努めます。

【用語説明】

総合教育会議：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会の連携を強化し、両者が教育政策の方向性を共有して事務を執行するため、市長主催により設置される会議のこと

尾張旭の教育を考える協議会

尾張旭市教育振興基本計画策定会議

策定経緯

尾張旭の教育を考える協議会

尾張旭の教育を考える協議会設置条例

平成15年条例第26号

(設置)

第1条 尾張旭市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育について諮問又は調査のため、教育委員会の附属機関として、尾張旭の教育を考える協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、教育委員会の諮問等に応じて、教育に関し必要な事項を協議し、答申する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を行った日をもって満了とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

尾張旭の教育を考える協議会委員(15名)

(任期：令和5年3月30日～同年11月20日)

区分	氏名	所属団体	役職等
学識経験者	大村 惠	愛知教育大学教授	会長
	大蔵 純子	名古屋経営短期大学准教授	職務代理
	新川 成哲	瀬戸旭医師会	
教育関係者	永村 元宏	愛知県教育委員会	
	竹内 政一	同上	前任者
	深谷 泰司	愛知県立旭野高等学校	
	竹内 文人	東春暁幼稚園	
	石田 慎二郎	尾張旭市小中学校PTA連絡協議会	
	佐野 智一	同上	前任者
各種団体の 代表者	大野 喜弥子	瀬戸市立瀬戸特別支援学校	
	北角 富貴子	尾張旭市文化協会	
	藤松 佐登司	尾張旭市スポーツ協会	
	吉田 与十六	同上	前任者
	清水 まさみ	尾張旭市民生委員児童委員協議会	
	森 修	尾張旭市社会福祉協議会	
	谷口 和成	尾張旭市自治連合協議会	
教育委員会が 必要と認める者	奥田 智洋	公募委員	
	山田 啓子	公募委員	

尾張旭市教育委員会から尾張旭の教育を考える協議会への諮問

4教 第450号

令和5年3月30日

尾張旭の教育を考える協議会

会 長 大 村 恵 殿

尾張旭市教育委員会

第2次尾張旭市教育振興基本計画(案)について(諮問)

尾張旭の教育を考える協議会設置条例第2条の規定に基づき、第2次尾張旭市教育振興基本計画(案)について、貴協議会の意見を求めます。

令和5年11月20日

尾張旭市教育委員会 様

尾張旭の教育を考える協議会
会長 大村 恵

第2次尾張旭市教育振興基本計画について(答申)

尾張旭市の教育の基本となる「尾張旭市教育振興基本計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、令和5年3月、次期教育振興基本計画に関して協議・検討を行うよう、尾張旭市教育委員会から尾張旭の教育を考える協議会に対して諮問があり、これを受け、6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

新型コロナウイルス感染症の発生や世界情勢の不安定化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、節目となる市制50周年を迎えた本市もその影響を受けました。しかし、本市には、これまで幾多の困難を乗り越えて、ともにまちづくりを進めてきた先人たちから受け継いだこのまちという大きな財産があります。

教育は、社会全体の根や幹となる部分であり、その根幹は普遍的なものと言えます。今回、これまでの計画の教育理念などの基本的な考え方は継承しつつ、教育を取り巻く変化を適切にとらえて見直しを行うという視点で、委員の皆さんから広く意見を募り、計画に反映させるよう努めてきました。

デジタル技術の進歩などに伴い、暮らしや学びの場において新たな社会の恩恵を受けられる可能性が高まる一方で、不登校や家庭像の変化などによって困難を抱える個人や家庭に対応していくことが求められています。多様な住民がこの地域で暮らし、誰一人取り残されることなく、みんなが幸せを感じられる尾張旭の教育を目指していく必要があります。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法の理念に基づき、こども・若者に向けて計画(素案)の意見募集を行う取組を実施しました。このことは、今後、市の施策を計画・推進していくに当たり、試金石となるものであり、本計画の実施段階においても、こどもの意見表明・参加の促進を進め、生かしていただきたいと思えます。「つながり合い伸びる尾張旭の教育」の実現を目指し、尾張旭の教育が推進されることを期待します。

「つながり合い伸びる尾張旭の教育」の実現を目指し、尾張旭の教育が推進されることを期待します。

尾張旭市教育振興基本計画策定会議

尾張旭市教育振興基本計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における教育基本法（平成18年法律第120号）に定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、基本的な考え方、施策の体系等について検討を行い、原案を策定するため、尾張旭市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の原案策定に係る調整・協議に関すること。
- (2) その他基本計画の原案策定に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は、教育部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する者とする。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 策定会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定会議は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 策定会議に、その所掌事務に関する事項の調査、研究及び素案作成のため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、会長が指名する。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 作業部会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 会長は、策定会議において取りまとめた基本計画の原案を、教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 策定会議及び作業部会の庶務は、教育政策課教育政策係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定及び公表をもって、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育委員会	教育部長
教育委員会	管理指導主事
学校教育課	課長
学校給食センター	所長
生涯学習課	課長
図書館	館長
文化スポーツ課	課長
文化スポーツ課	主幹
企画課	課長
こども未来課	課長
尾張旭市立小中学校	校長代表

策定経緯

年	月 日	実施事項
令和4年	4月	第2次教育振興基本計画策定事務に着手
	5月20日から 6月17日まで	まちづくりについての中学生アンケート ※企画課との合同実施 <回収数：1,997 件>
	5月25日	教育委員会(5月)定例会 策定事務着手を報告
	6月6日	尾張旭市教育振興基本計画策定会議(作業部会)を設置
	6月17日から 7月11日まで	まちづくりについての市民アンケート ※企画課との合同実施 <回収数：1,334 件>
	7月6日	第1回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	8月2日	第1回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	9月9日	第2回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	10月3日	第3回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	10月31日	まちづくりについての高校生インタビュー
	11月8日	第2回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	11月24日	第4回尾張旭市教育振興基本計画策定会議作業部会
	12月16日	第3回尾張旭市教育振興基本計画策定会議
	12月22日	第5回尾張旭市教育振興基本計画策定作業部会
令和5年	1月25日	教育委員会(1月)定例会 本市の教育理念等を協議
	2月22日	教育委員会(2月)定例会 協議会への諮問を議決
	3月30日	第1回尾張旭の教育を考える協議会 教育委員会から諮問
	5月17、18日	個別事業ヒアリング
	5月29日	第2回尾張旭の教育を考える協議会
	6月28日	教育委員会(6月)定例会 計画(施策・案)を協議
	7月3日	第3回尾張旭の教育を考える協議会

年	月 日	実施事項
令和5年	8月8日	第4回尾張旭の教育を考える協議会
	8月16日	教育委員会(8月)定例会 パブリックコメントの実施を報告
	8月31日	第5回尾張旭の教育を考える協議会
	9月15日から 10月16日まで	パブリックコメント ※市内高等学校、大学にも実施を周知 <提出者数：6人、意見件数：29件・うち1件は高校生>
	9月26日から 10月16日まで	小中学校で「これから10年間の教育」に関する意見募集 <提出者数：143人>
	11月20日	第6回尾張旭の教育を考える協議会 教育委員会へ答申
	12月20日	教育委員会(12月)定例会 計画を策定

第2次尾張旭市教育振興基本計画(令和6年2月)

発行：尾張旭市教育委員会

編集：尾張旭市教育委員会教育政策課

電 話 0561-53-2111

電子メール kyoiku@city.owariasahi.lg.jp

